



令和6年度

奈良県立高等学校
入学者選抜実施要項

奈良県教育委員会

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程

月	日	曜	実 施 事 項 等	
1			※学習成績一覧表等の提出(1月中旬)	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11			建国記念の日	
12				
2	13	火	願書・調査書受付最終日	
	14	水	願書受付最終日	
	15	木	特 色 選 抜 帰 国 生 徒 等 特 例 措 置 大 和 中 央 高 校	
	16	金		学力検査等※
	17	土		学力検査等※
	18	日		
	19	月		
	20	火		
	21	水		
	22	木		合格発表
	23	金		天皇誕生日
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
3	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月	願書・調査書受付最終日	
	5	火	願書受付最終日	
	6	水	一 般 選 抜 通 信 制 山 辺 課 程 高 校 選 抜	
	7	木		
	8	金		学力検査等
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火		
	13	水		
	14	木		合格発表★
	15	金		合格発表
	16	土		
17	日			
18	月			
19	火	受検願受付		
20	水	春分の日		
21	木	願書・調査書受付最終日		
22	金	学力検査		
23	土	合格発表		
24	日	追 検 査 大 和 中 央 高 校		
25	月		検 査	
26	火		合格発表	
27	水		通 信 制 山 辺 高 校 二 次 募 集	
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			

※ 特色選抜の学力検査等は、2月16日、17日の2日間実施する場合がある。
 ※ ★は、特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科(コース)の合格発表。

目 次

▷ 特色選抜	
令和6年度奈良県立高等学校入学者特色選抜実施要項	1
▷ 一般選抜	
令和6年度奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項	6
▷ 二次募集	
令和6年度奈良県立高等学校入学者二次募集実施要項	10
▷ 大和中央高等学校における選抜	
令和6年度奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項	13
▷ 山辺高等学校における選抜	
令和6年度奈良県立山辺高等学校通信制課程選抜実施要項	16
▷ 特例措置	
令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項	19
令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜定時制課程成人特例措置要項	23
▷ 追検査	
令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜追検査実施要項	25
▷ 調査書	
調査書及び学習成績一覧表等作成要領	27
▷ 県外志願者等の手続き	
県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領	34
他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領	37
▷ 各種様式	
様式1～19	38
▷ その他	
奈良県立青翔中学校に在籍する生徒の奈良県立青翔高等学校への入学について	59
令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜における学力検査等の時間割	60
令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ&A	62
＜参考＞	
令和6年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選抜・選考実施要項概要	74

令和6年度奈良県立高等学校入学者 特色選抜実施要項

令和6年度奈良県立高等学校入学者特色選抜については、この要項（以下「特色選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次のアからウのいずれかに該当するもの。ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和6年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科応募にあたっては、1応募資格(1)に加えて次のアからウを追加要件とします。

ア 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けた者

イ 自力通学が可能である者

ウ 山辺高等学校が実施する教育相談を受けた者

2 特色選抜を実施する学校・学科（コース）

「令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「入学者選抜概要」といいます。）に示します。

3 募集人員

募集人員は、「令和6年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出願の制限

(1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。

(3) 出願後、志願の取消しはできません。

(4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領9参照）が必要です。

(5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(6) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願

できません。

- (7) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科には、原則として、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部を卒業した者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和6年2月1日(木)午前9時から 令和6年2月13日(火)午後3時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に奈良スーパーアプリWeb出願システム(以下「Web出願システム」といいます。)により、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) 志願者は、入学考査料として、2,200円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。入学考査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。
- (4) 面接を実施する学科(コース)への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票(様式9)を、Web出願システムにより提出してください。
- (5) 奈良県立高円芸術高等学校音楽科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択し、実技検査演奏曲楽譜送付票(様式10)とともに、演奏曲の楽譜(書き込みのないもの)を奈良県立高円芸術高等学校へ郵送してください。
- (6) 奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択してください。
- (7) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (8) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (9) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査料の返還は行いません。
- (10) 中学校長は、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科への志願者については、入学志願資格承認申請書(様式11)及び申請の理由を証明する書類をWeb出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
- (2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課長(以下「高校の特色づくり推進課長」といいます。)宛て、令和6年1月15日(月)から令和6年1月17日(水)までに提出してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、提出する必要はありません。
- ア 学習成績一覧表(様式5)
- イ 学習成績分布表(様式6及び様式7)
- (3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和6年2月13日(火)午後3時までに到着のものに限ります。
- 提出期間 令和6年2月1日(木)午前9時から 令和6年2月13日(火)午後3時まで
- 提出書類 ア 調査書(様式1)

イ 特技に関する記録〔体育〕（様式2）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要）

ウ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

(4) 出願者に関する書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受領書等の返信用として中学校の宛先を明記し、694円（簡易書留・速達料金を含みます。）分の切手を貼った封筒（定形郵便物用長形3号 12.0 cm × 23.5 cm）1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、提出する高等学校に、出願者数、出願者氏名、その他必要な事項を連絡してください。

(5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検 査

(1) 検査は、「第1日」は令和6年2月16日（金）に、「第2日」は令和6年2月17日（土）に、出願した高等学校で実施します。ただし、十津川高等学校に出願した場合、十津川高等学校（吉野郡十津川村込之上58）又は県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄22-1）を検査会場として選ぶことができます。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、学力検査及び学校独自検査、面接、実技検査の3種類の検査のうち各高等学校が選択した検査により実施します。学力検査は、国語、数学及び英語の3教科の検査（各40点満点）を実施します。各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(3) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(5) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食（入学者選抜概要に示す各校の日程で必要かどうか確認してください。）、上靴、その他指示された用具等

(6) 検査時に所持、使用してはいけないもの

角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの

(7) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(8) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。（25、26ページ参照）

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点（135点満点）、加重配点（学習成績の取扱いを変えること。また、学力検査の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

特色選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について合否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）をすることができます。調査書の特別な取扱いについては、次のアからウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

ア 学科（コース）ごとに、特色選抜の募集人員から合格人数枠を除いた人員について、(3)に基づき合否の判定を行ってください。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について合否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、(3)に基づき合否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は、調査書の特別な取扱いを行ってください。

- (5) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (7) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (8) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和6年2月22日（木）に、Web出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類（25ページ参照）を提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和5年12月28日（木）までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者特色選抜に出願を希望する者は、令和6年1月17日（水）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和6年度奈良県立高等学校入学者 一般選抜実施要項

令和6年度奈良県立高等学校入学者一般選抜については、この要項（以下「一般選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格**(1)に準じます。

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

次のア及びイの学科（コース）で実施します。ただし、イに出願できる者は、特色選抜を受検した者であり、かつ、イを第1希望、アを第2希望とする者としてします。

ア 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）

イ 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）

なお、「特色選抜を受検した者」の範囲について、特色選抜と同時に検査を実施する一条高等学校の推薦選抜の受検者、高田商業高等学校の特色選抜の受検者、西吉野農業高等学校の特色選抜の受検者は含みますが、大和中央高等学校A選抜の受検者は含みません。また、特色選抜において追検査の対象となった志願者は、イに出願できません。

3 募集人員

募集人員は、「令和6年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、特色選抜等実施後に確定した募集人員については、令和6年2月22日（木）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 特色選抜を受検した者で、**2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）**イを第1希望とする者は、**2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）**アを第2希望として出願します。
- (2) 出願は、1校に限ります。同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。ただし、**4 出願の制限**(1)の場合はこの限りではありません。
- (3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 出願後、志願の取消しはできません。
- (5) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願できません。
- (6) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業生等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **9** 参照）が必要です。
- (7) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (8) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和6年2月26日(月)午前9時から 令和6年3月4日(月)午後3時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) 志願者は、入学検査料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学検査料の他に別途手数料が必要となります。ただし、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校への志願者は、1,000円を現金で納付してください。入学検査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。
- (4) 面接を実施する学科(コース)への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票(様式9)を、Web 出願システムにより提出してください。
- (5) **4 出願の制限**(1)により志願する者は、Web 出願システムによる出願時に、第1希望及び第2希望とする学校・学科(コース)を選択してください。
- (6) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (7) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学検査料の返還は行いません。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和6年3月4日(月)午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和6年2月26日(月)午前9時から 令和6年3月4日(月)午後3時まで
提出書類 ア 調査書(様式1)
イ 副申書(様式3) (調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要)

7 検 査

- (1) 検査は、令和6年3月8日(金)に、出願した高等学校で実施します。
なお、**4 出願の制限**(1)による場合は、第2希望の高等学校で実施します。
- (2) 検査は、国語、社会、数学、理科及び英語(各50点満点)の学力検査を実施します。ただし、定時制課程については、国語、数学及び英語(各50点満点)の学力検査並びに面接を実施します。各高等学校・学科(コース)で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 受検に必要なもの(持参品)
受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規1組(理科の検査で使用できます。)、
昼食、上靴
- (6) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの

(7) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(8) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。(25、26 ページ参照)

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（135点満点）又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

一般選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 高等学校長は、特色選抜要項 8 入学者の選抜(4)に準じて調査書の特別な取扱いを行うことができます。

(5) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(7) 定時制課程において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特例措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特例措置による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特例措置による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特例措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (8) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

- (1) 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）
令和6年3月14日（木）に、Web出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。
- (2) 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）
令和6年3月15日（金）に、Web出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。4出願の制限(1)による場合は、第2希望の高等学校に連絡をとり、速やかに第1希望及び第2希望の高等学校に欠席届（様式8）を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類（25ページ参照）を提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和5年12月28日（木）までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、令和6年1月17日（水）までに希望する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和6年度奈良県立高等学校入学者 二次募集実施要項

令和6年度奈良県立高等学校入学者二次募集については、この要項（以下「二次募集要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 二次募集の実施

二次募集は、一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

2 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** (1) に準じます。

3 募集人員

募集人員は、令和6年3月15日（金）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者二次募集に出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **9** 参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (7) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。
- (8) 奈良県公立高等学校入学者一般選抜を受検していない者は、出願できません。ただし、一般選抜における追検査受検願提出者、覚書により三重県の後期選抜を受検した者及び「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の**3、4、5、7(1)**に該当する者は、出願することができます。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和6年3月18日（月）午前9時 から 令和6年3月21日（木）午後3時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) 志願者は、入学考査料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。ただし、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校への志願者は、1,000円を現金で納付して

ください。入学考査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。

- (4) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (5) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (6) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査料の返還は行いません。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和6年3月21日（木）午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和6年3月18日（月）午前9時 から 令和6年3月21日（木）午後3時 まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

- (1) 検査は、令和6年3月25日（月）に、出願した高等学校で実施します。ただし、十津川高等学校に出願した場合、十津川高等学校（吉野郡十津川村込之上 58）又は県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 22-1）を検査会場として選ぶことができます。
- (2) 検査は、面接を実施します。加えて作文を実施する場合があります。
- (3) 各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、上靴
- (5) 検査時に所持、使用してはいけないもの
通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (6) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (7) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅳに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（135点満点）又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

面接の得点又は面接及び作文の得点の合計点

資料Ⅲ： 一般選抜の学力検査の得点（一般選抜における追検査対象者は追検査の得点）

国語、数学及び英語の合計点（150点満点）又は国語、数学及び英語の合計

点に加重配点をした点

資料Ⅳ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
- ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅳを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
- イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰ、資料Ⅱ及び資料Ⅲを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅳ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (6) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和6年3月26日（火）に、Web出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、出願する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和6年度奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度奈良県立大和中央高等学校における定時制課程（二部制）の入学者選抜については、この要項（以下「大和中央高等学校選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

定時制課程（二部制）における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格(1)に準じます。

2 選抜を実施する部

I部及びII部で実施します。各部の学習時間帯は、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

3 選抜の種類

各部とも、A選抜及びB選抜の枠組みで実施します。

4 募集人員

各部の募集人員は、「令和6年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、B選抜は、A選抜で定員に満たなかった部において実施します。

5 出願の制限

(1) 出願は、1つの部に限ります。ただし、順位を付けて2つの部まで志願することができます。志願することができる部の範囲は「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(2) 出願後、志願の取消しはできません。

(3) 次のアからエのいずれかに該当する者は、奈良県立大和中央高等学校定時制課程（二部制）における入学者選抜に出願することができません。

ア 各選抜と同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者

イ 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者

ウ 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者

エ 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者

(4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業生等の奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。

6 出願手続

(1) 出願受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	出 願 受 付 期 間
A 選 抜	令和6年2月1日（木）午前9時 から 令和6年2月13日（火）午後3時 まで
B 選 抜	令和6年3月18日（月）午前9時 から 令和6年3月21日（木）午後3時 まで

(2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、大和中央高等学校長へ出願してください。

(3) 志願者は、入学考査料として、950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合

合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。入学考査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。

- (4) 出願時に「自己アピール文」記入票（様式9）を、Web 出願システムにより提出してください。
- (5) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (6) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査料の返還は行いません。

7 検 査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立大和中央高等学校で実施します。
各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検 査 日
A 選 抜	令和6年2月16日（金）
B 選 抜	令和6年3月25日（月）

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) A選抜においては、国語、数学及び英語の学力検査（各40点満点）並びに面接（50点満点）を実施します。B選抜においては、面接及び作文を実施します。詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) A選抜における学力検査は、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査の問題を使用して実施します。
- (4) A選抜の英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) A選抜の受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食
B選抜の受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具
- (6) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (7) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (8) A選抜においては、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。B選抜においては、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。（25、26 ページ参照）

8 入学者の選抜

- (1) 奈良県立大和中央高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 合否の判定については、原則として、各検査の合計点の多い者から順に合格とします。

- (3) A選抜において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が定員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜** (7)により、合格者を決定することを原則とします。
- (4) 調査書は用いません。
- (5) 順位を付けて2部まで志願することができる部の範囲において、第1志望を優先して合否を判定する割合は8割です。
- (6) 検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日に、Web 出願システムにより本人に通知します。また、奈良県立大和中央高等学校のWeb ページで、受検番号により発表します。

選抜の種類	合格発表日
A 選 抜	令和6年2月22日(木)
B 選 抜	令和6年3月26日(火)

10 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、奈良県立大和中央高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届(様式8)を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書(様式18)とそれに関する書類(25 ページ参照)を提出してください。
- (2) 合格した場合、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
 なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和5年12月28日(木)までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立大和中央高等学校定時制課程(二部制)における入学者選抜に出願を希望する者は、令和6年1月17日(水)までに奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和6年度奈良県立山辺高等学校通信制課程入学者選抜実施要項

令和6年度奈良県立山辺高等学校における通信制課程の入学者選抜については、この要項（以下「山辺高等学校選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

通信制課程における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格(1)に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次募集の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「令和6年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。ただし、通信制課程二次募集は、通信制課程選抜で定員に満たなかった場合に実施します。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1校に限ります。同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (2) 出願後、志願の取消しはできません。
- (3) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立山辺高等学校通信制課程における入学者選抜に出願できません。
- (4) 保護者ととともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (6) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	出願受付期間
通信制課程選抜	令和6年2月26日（月）午前9時から 令和6年3月4日（月）午後3時まで
通信制課程二次募集	令和6年3月18日（月）午前9時から 令和6年3月21日（木）午後3時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、山辺高等学校長へ出願してください。
- (3) 通信制課程の志願者は、入学考査料の納入を要しません。Web出願システムによる出願を終えた時点で出願受付完了となります。
- (4) 出願時に「自己アピール文」記入票（様式9）を、Web出願システムにより提出してください。

- (5) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

6 検 査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立山辺高等学校で実施します。各選抜の検査は、次の日に実施します。

選 抜 の 種 類	検 査 日
通 信 制 課 程 選 抜	令和6年3月8日（金）
通 信 制 課 程 二 次 募 集	令和6年3月25日（月）

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、面接（50点満点）を実施します。詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、上靴
- (4) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (5) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (6) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

- (1) 奈良県立山辺高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 合否の判定については、原則として、得点の高い者から順に合格とします。
- (3) 調査書は用いません。
- (4) 検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (5) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

8 合 格 発 表

次の各選抜の合格発表日に、Web出願システムにより本人に通知します。また、奈良県立山辺高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

選 抜 の 種 類	合 格 発 表 日
通 信 制 課 程 選 抜	令和6年3月15日（金）
通 信 制 課 程 二 次 募 集	令和6年3月26日（火）

9 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、奈良県立山辺高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和5年12月28日（木）までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立山辺高等学校通信制課程における入学者選抜に出願を希望する者は、令和6年1月17日（水）までに奈良県立山辺高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、奈良県立山辺高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜 帰国生徒等特例措置要項

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜における帰国生徒等特例措置は、この要項に基づいて実施します。帰国生徒等特例措置は、「帰国生徒等特例措置」及び「帰国生徒等特例選抜」により実施します。

帰国生徒等特例措置

1 応募資格

特色選抜要項1**応募資格**(1)に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウのいずれかに該当するもの。

ア 保護者の海外勤務等に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、令和5年1月1日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

2 特例措置を実施する学校・学科

奈良県立法隆寺国際高等学校 総合英語科

奈良県立高取国際高等学校 国際コミュニケーション科

3 募集人員

各校各学科若干名

4 出願の制限

(1) 出願は、上記2の高等学校のうち1校1学科に限ります。

(2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。

(3) 出願後、志願の取消しはできません。

(4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領9参照）が必要です。

(5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

(1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和6年2月1日（木）午前9時 から 令和6年2月13日（火）午後3時 まで

(2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。

(3) 志願者は、入学考査料として2,200円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。入学考査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。

(4) 出願受付が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

- (5) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査料の返還は行いません。
- (6) 次の書類を志願する高等学校長に提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、イ及びウの提出は不要です。
- ア 帰国生徒等特例措置適用申請書（様式 12）
 - イ 海外生活を証明する書類
 - ウ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項 **6 調査書等の提出** (1)、(2)、(4) 及び(5) に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和 6 年 2 月 13 日（火）午後 3 時までに到着のものに限ります。

- 提出期間 令和 6 年 2 月 1 日（木）午前 9 時 から 令和 6 年 2 月 13 日（火）午後 3 時 まで
- 提出書類 ア 調査書（様式 1）（調査書を提出できない場合は、これに代わるもの）
イ 副申書（様式 3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領 1 の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

- (1) 検査は、令和 6 年 2 月 16 日（金）に、出願した高等学校で実施します。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 検査は、数学及び英語の学力検査（各 40 点満点）、作文（40 点満点）並びに面接を実施します。
- (3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査の問題を使用して実施します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。
- (6) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食、上靴
- (7) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (8) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に追検査を実施します。（25、26 ページ参照）

8 入学者の選抜

- (1) 選抜に当たっては、学力検査及び作文の得点並びに面接の結果等を考慮して、総合的に判定してください。
- (2) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

9 合格発表

令和 6 年 2 月 22 日（木）に、Web 出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校の Web ページで、受検番号により発表します。

10 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式 8）を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書（様式 18）とそれに関する書類（25 ページ参照）を提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長宛てに書面で申し出てください。
なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和 5 年 12 月 28 日（木）までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

帰国生徒等特例選抜

1 応募資格

帰国生徒等特例措置と同じです。

2 特例選抜を実施する学校・学科等

奈良県立国際高等学校 国際科 plus

3 募集人員

募集人員は、「令和 6 年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出願の制限

- (1) 出願は、上記 2 にある 1 校 1 学科に限ります。
- (2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業生等の奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

帰国生徒等特例措置と同じです。

6 調査書等の提出

帰国生徒等特例措置と同じです。

7 検査

- (1) 検査は、「第 1 日」は令和 6 年 2 月 16 日（金）に、「第 2 日」は令和 6 年 2 月 17 日

(土)に、奈良県立国際高等学校で実施します。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、数学及び英語の学力検査（各 40 点満点）並びに作文（40 点満点）を実施するとともに、学校独自検査としてライティング（20 点満点）、口頭試問（30 点満点）及び面接を実施します。
- (3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査の問題を使用して実施します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。
- (6) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食、上靴
- (7) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (8) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に追検査を実施します。（25、26 ページ参照）

8 入学者の選抜

- (1) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「学習成績」の合計点（135 点満点）

資料Ⅱ： 検査成績

学力検査、作文、学校独自検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (2) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
ア あらかじめ定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (3) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

9 合格発表

令和 6 年 2 月 22 日（木）に、Web 出願システムにより本人に通知します。また、奈良県立国際高等学校の Web ページで、受検番号により発表します。

10 その他

帰国生徒等特例措置と同じです。

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜 定時制課程成人特例措置要項

一般選抜及び奈良県立大和中央高等学校入学者選抜における定時制課程成人特例措置は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

特色選抜要項 1 応募資格(1)に定める資格を有する者で、平成16年4月1日以前に生まれたもの

2 特例措置を実施する選抜

奈良県立高等学校定時制課程（山添分校を含みます。）における一般選抜及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程（二部制）におけるA選抜で実施します。

3 募集人員

一般選抜要項 3 募集人員及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程（二部制）における入学者選抜 4 募集人員によります。ただし、各選抜において、成人特例措置による合格者数と学力検査等による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願手続

- (1) 成人特例措置を希望する者は、一般選抜要項及び大和中央高等学校選抜要項により手続をしてください。
- (2) 志願者は、入学考査料として950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。ただし、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校への志願者は1,000円を現金で納付してください。入学考査料の納入を終えた時点で出願受付完了となります。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査料の返還は行いません。

5 検査

- (1) 出願した高等学校において、作文（50点満点）及び面接を実施します。
- (2) 作文の問題は、一般選抜においては奈良県教育委員会が作成し、奈良県立大和中央高等学校入学者A選抜においては奈良県立大和中央高等学校が作成します。
- (3) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、上靴（大和中央高等学校は除きます。）
- (4) 検査時に所持、使用してはいけないもの
角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの
- (5) 受検上の留意事項
 - ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
 - イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
 - ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (6) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、

追検査を実施します。(25、26 ページ参照)

6 入学者の選抜

作文の得点及び面接の結果を資料とし、総合的に判定します。

なお、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜**(7) 及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程(二部制)における入学者選抜 **8 入学者の選抜**(3) により合格者を決定することを原則とします。

7 合格発表

各選抜の合格発表と同時に、Web 出願システムにより本人に通知します。また、出願した高等学校の Web ページで、受検番号により発表します。

8 その他

この要項に定めるもののほか、実施については、各選抜の要項に準じます。

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜 追 検 査 実 施 要 項

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜における追検査については、この要項に基づいて実施します。

1 追検査対象者

インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で特色選抜、一般選抜、大和中央高等学校A選抜、帰国生徒等特例措置（帰国生徒等特例選抜）の検査を欠席した者の中で、追検査を希望する者

2 追検査を設定しない学科（コース）

奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科（シェフコース、パティシエコース）

3 受 検 手 続

(1) 追検査を希望する者は、検査当日に中学校長を経て出願した高等学校長にその旨を申し出てください。また、令和6年2月16日（金）、17日（土）に検査を行う特色選抜等については令和6年2月19日（月）午前9時から令和6年2月20日（火）午後3時まで、一般選抜については令和6年3月11日（月）午前9時から令和6年3月12日（火）午後3時まで、中学校長は、Web出願システムにより追検査申請書（様式18）と受検できなかった理由を証明する書類（病気の場合は検査当日の医師の診断書）を、高等学校に提出してください。申請を受けた高等学校長は、Web出願システムにより追検査対象証明書（様式19）を中学校長に交付してください。追検査対象証明書（様式19）の交付をもって、志願者からの追検査申請が可能になります。

(2) 志願者からの追検査の申請受付期間は、次のとおりです。

令和6年3月18日（月）午前9時から 令和6年3月19日（火）午後3時まで

(3) 志願者は、申請受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ申請してください。

4 検 査

(1) 検査は、令和6年3月22日（金）に、奈良県立教育研究所で実施します。

(2) 検査は、国語、数学及び英語の学力検査を実施します。

(3) 学力検査は、奈良県教育委員会で作成した追検査の問題を使用して実施します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

(5) 受検に必要なもの（持参品）

欠席した検査の受検票、筆記用具、直定規、コンパス

(6) 検査時に所持、使用してはいけないもの

角度の測定・計算機能・辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネットが可能な情報端末、その他検査に不要なもの

(7) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止です。携帯電話等

を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

5 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 募集人員を超えて合格者を決定することができます。
- (3) 合否の判定については、各選抜の要項に基づいて、次の資料Ⅰから資料Ⅲにより総合的に行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

資料Ⅱ： 学力検査成績

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び
「スポーツ・文化活動等の記録」

- (4) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

6 合格発表

令和6年3月22日（金）に、Web出願システムにより本人に通知します。

7 その他

- (1) 中学校長は、追検査受検願提出者で検査当日欠席者があるときは、高校の特色づくり推進課高校教育指導係に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。
- (2) 追検査で合格した場合、他の合格は無効とします。

調査書及び学習成績一覧表等作成要領

調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成については、この要領に基づいてください。

1 調 査 書

- (1) 調査書（様式1）は、生徒指導要録に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たっては、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。
- (2) 調査書は、P P C用紙を使用してください。
- (3) 調査書の「生徒番号」欄には、学習成績一覧表（様式5）の当該生徒の生徒番号と同じ番号を記入してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入してください。また、令和5年12月24日以降に転・編入学した生徒についても、斜線を記入してください。
- (4) 調査書の「卒業・卒業見込み」については、令和6年3月1日付けで該当するものを○印で囲んでください。
- (5) 学習成績は、次のアからキに従って記入してください。

ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第2学年と第3学年の成績を1：2の割合で算出してください。この場合、令和6年3月卒業見込みの者の第3学年の成績は、第1学期及び第2学期の成績によってください。ただし、2学期制を実施している中学校においては、4月から12月までの成績によってください。

イ 各教科別に、次の(ア)及び(イ)を合計した学習成績を15点満点で記入してください。

(ア) 生徒指導要録に記載された第2学年の5段階評定値

(イ) 第3学年の第1学期及び第2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値を2倍した数値、又は、第3学年の第1学期及び第2学期のそれぞれの5段階評定値を合計した数値

ただし、2学期制を実施している中学校においては、上記に準じて第3学年の評定値を算出してください。

ウ 学習成績の算出に当たっては、中学校長は、各教科の学習成績算出資料（様式4）を作成し、1年間これを保存してください。

エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、ア及びイのとおり、教科ごとに15点満点とします。

オ 過年度卒業者についても、アにより、教科ごとに15点満点としますが、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第2学年及び第3学年の評定によって算出してください。

カ 外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒については、**4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について**に従って調査書その他の書類を作成してください。

（※ なお、カに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。）

キ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が中学校に登校したくともできない状況にあることで、参考にできる資料等が乏しく、適切な評価に努めても、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒、並びに特別支援学級又は特別支援学校に在籍する知的障害がある生徒で、評価を文章で記述するため、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒については、次の(ア)から(ウ)により記入してください。

なお、県外中学校から出願する者について、調査書を手書きで作成する場合、次の(エ)及び(オ)により調査書を訂正してください。

(ア) 学習成績をア及びイのとおり評価できた期間に応じて各教科の満点を5点、10点又は15点として算出してください。その際、各教科の学習成績欄は「[学習成績] / [満点]」と、学習成績の合計欄は「[評価ができた教科の学習成績の合計] / [評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」と記入してください。

(イ) ア及びイのとおり評価できた期間がない教科の学習成績欄は「—」と記入し、すべての教科の学習成績欄に「—」と記入した場合は学習成績の合計欄も「—」と記入してください。

(ウ) 中学校長は副申書(様式3)を作成し、調査書と併せて高等学校へ提出してください。副申書には、学習成績の記入が困難な事由及び学校としての指導の経緯等を記載し、医師の診断書やカウンセラーとの相談の記録等の資料を、必ず添付してください。添付資料については、中学校長が原本証明したものとします。

(エ) 学習成績の合計が算出できた場合

調査書の学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「[評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」を記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、n字追加」(nは書き加えた文字数)と記入してください。

(オ) 学習成績の合計が算出できない場合

調査書の学習成績の合計欄にある「/135」を黒の二本線で消し、調査書の点線より上の欄外に「4字削除」と記入してください。

(※ なお、キに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。)

(6) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入の際には、次のアからエ及び調査書記入上の注意事項(31、32ページ)に留意してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、「総合的な学習の時間」について、取り組んだ内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動の状況について、主な事実を記入してください。その際、生徒会本部役員であるか学級活動の中での役員であるかの区別ができるように記入してください。

ウ 「行動の記録」欄には、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、中学校生徒指導要録の「行動の記録」

欄において各中学校が定めた評価項目の趣旨に照らして第2学年と第3学年の2年間にわたって十分満足できる状況にあると判断されたものについて、その評価項目を記入してください。

エ 「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動、資格取得等のア及びイ以外の活動について、その実績等を具体的に記入してください。この場合、部活動については、所属年限や活動状況がわかるように記入してください。また、大会等での実績の記入に当たっては、志願者本人が大会登録メンバー（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）として出場したものについて、賞状、記録集及び証明書等で確認の上、成績とともに学年及び主催者名について記入例に従って記入してください。また、「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。検定等の資格取得の記入に当たっては、記入例に従って主催者名、名称及び資格取得年月を記入してください。

(7) 平成30年3月以前の卒業者については、(5)及び(6)は記入する必要はありません。

2 学習成績一覧表

学習成績一覧表（様式5）は、令和5年12月23日において第3学年に在籍する生徒全員について、学級ごとに別葉で作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

3 学習成績分布表

学習成績分布表（様式6及び様式7）は、学習成績一覧表に学習成績を135点満点で記入した生徒全員について作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について

外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒についての調査書その他の書類は、次の(1)から(3)に基づいて作成してください。

(1) 編入学した中学校又は中学校夜間学級に在籍している期間の学習成績の算出等について

ア 第3学年に編入学した生徒については、次の(ア)から(ウ)の区分に応じ、中学校又は中学校夜間学級に在籍した期間についての学習成績を算出してください。

(ア) 第3学年の第3学期以降に編入学した者

学習成績を算出する必要はありません。調査書の学習成績の欄は空欄にしてください。

(イ) 第3学年の第2学期に編入学した者

第3学年の第2学期の成績を45点満点（5点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「45」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入してください。

(ウ) 第3学年の第1学期に編入学した者

第3学年の第1学期及び第2学期の成績を90点満点(10点×9教科)で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「90」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入してください。

イ ア以外の生徒の学習成績は、1の(5)のア及びイに基づき135点満点(15点×9教科)で算出してください。

ウ 過年度卒業者について、生徒指導要録に第2学年の評定の記載がない場合は、(1)のアの(ウ)に準じて第3学年の評定によって90点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「90」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入してください。

(2) 外国の学校に在籍していた期間の成績等について

(1)のア及びウに掲げる者について、外国の学校での成績証明書がある場合は、その写し(中学校長が原本証明したもの)を調査書に添付して出願校に提出してください。この場合、調査書の「学習活動の記録」欄に「添付資料有り」と朱書してください。添付資料については、教科名及び成績等について高等学校から問い合わせる場合があります。

(3) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

現在在籍している中学校における活動に加えて、外国の学校における活動についても、次のア及びイの要領で記入してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動の成果が顕著であると確認できる場合は、その内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動以外の活動について主な事実、実績等が確認できる場合に、その内容を記入してください。

調 査 書 記 入 上 の 注 意 事 項

- 1 奈良県内の中学校等で令和5年12月23日時点の第3学年に在籍する生徒の調査書等を作成する場合は、奈良県域統合型校務支援システム又は令和5年度に配布する調査書等作成ファイルを用いて作成してください。ただし、生徒番号及び各教科の学習成績以外の記載については、黒ボールペンによる手書きでもかまいません。また、これ以外の生徒の調査書を作成する場合は、全て手書きによる作成でかまいません。
- 2 訂正は黒の二本線で消し、上部に正しいものを記入してください。さらに、点線より上の欄外に「○字削除、○字追加」と記してください。
- 3 平成30年3月以前の卒業者については、「各教科の学習成績」、「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の欄は、空欄にしてください。

(記入例)

令和6年度入学志願者調査書				
ふりがな	なら たろう			※
生徒氏名	奈良 太郎	性別	男	受検番号
生徒番号	○○○	令和6年2月7日		
令和6年3月	卒業	学校名	○○○立○○中学校	
記載者氏名	○○ ○○	校長氏名	○○ ○○	

【生徒氏名】
住民票に記載の氏名を記入する。

【生徒番号】

- ・「学習成績一覧表」と同じ番号を記入する。
- ・県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入する。
- ・令和5年12月24日以降に転・編入学した生徒については、斜線を記入する。

【卒業等】
令和6年3月1日付けで該当するものを○で囲む。

各教科の学習成績	国語	9	記録 学習活動の	・3年：総合的な学習の時間で「奈良県の観光」の現状と課題について調査・分析し、自分の考えを提言としてまとめ、全校の発表会で発信した。	
	社会	8		記録 特別活動の	・1年：体育委員 ・2年：国語係 ・3年：生徒会本部役員書記
	数学	9	行動の記録		基本的な生活習慣、責任感、思いやり・協力といった点があげられる。
	理科	7			
	音楽	10			
	美術	11			
	保健体育	9	等 スポーツ 記録 文化活動	・3年間バレーボール部において継続的に活動した。 ・バレーボール部で副キャプテンを務めた。 ・2年：県バレーボール協会主催、県中学校バレーボール春季選手権大会2位 ・2年：市体育協会主催、市民体育大会バレーボール競技2位 ・日本英語検定協会主催、実用英語技能検定3級(令和5年11月) ・日本書写技能検定協会主催、硬筆書写検定3級(令和3年7月)	
	技術・家庭	8			
	英語	13			
	合計	84			

「特別活動の記録」、「行動の記録」、「スポーツ・文化活動等の記録」については、次ページの注意事項に従って記入する。

主催者名等の記入の際、「○○市」というような具体的な地域名を書かず、「市」と記入する。

※欄は記入しないでください。

整理番号 ※

4 「特別活動の記録」欄の記入について

- (1) 生徒会本部役員等の学校全体での役職として、会長、副会長、書記等の活動実績がある場合は、記入例に従って記入してください。

<記入例> 「3年：生徒会長」 「3年：体育委員長」 「2年：生徒会本部役員会計」

- (2) 生徒会本部役員等の学校全体での役職ではなく、学級活動等における活動実績がある場合は、記入例に従って記入してください。

<記入例> 「1年：体育委員」 「2年：国語係」 「3年：美化委員」 「2年：学級会計」

5 「行動の記録」欄の記入について

「中学校生徒指導要録記入・取扱い上の注意」の「行動の記録」欄に関する記入上の注意事項を参考にし、各項目の趣旨に照らして第2学年と第3学年の2年間にわたって十分満足できる状況にあると判断されたものについて、その項目を記入してください。

項 目 の 例				
基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫
思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心

※ 市町村教育委員会が設定した項目についても記入できます。

6 「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

- (1) 部活動に所属していた場合は、記入例に従って所属年限と活動状況等がわかるように記入してください。

<記入例>
 ・3年間バレーボール部において継続的に活動した。
 ・2年間バレーボール部に所属していた。
 ・バレーボール部で副キャプテンを務めた。

- (2) 実績の記入にあたっては、賞状や記録集、証明書等によって確認の上、〔ア. 学年、イ. 大会等の主催者名、ウ. 大会名、エ. 大会の成績〕の4項目を記入例に従って記入してください。

なお、団体競技での大会実績を記載する場合は、志願者本人が大会登録メンバーとして出場したものを記入してください。（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）また、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。

<記入例>
 ・3年：県バレーボール協会主催、県中学校バレーボール春季選手権大会2位
 ・3年：市体育協会主催、市民体育大会バレーボール競技2位
 ・3年：県吹奏楽連盟主催、県吹奏楽コンクール金賞
 ・3年：県主催、日本学書展特選
 ・2年：県主催、県ジュニア美術展覧会知事賞

- (3) 検定試験を受験して資格を取得した場合、〔ア. 検定試験の主催者名、イ. 資格の名称、ウ. 資格取得年月〕について記入例に従って記入してください。

<記入例>
 ・日本漢字能力検定協会主催、日本漢字能力検定3級（令和4年7月）
 ・日本英語検定協会主催、実用英語技能検定3級（令和5年11月）
 ・日本書写技能検定協会主催、硬筆書写検定3級（令和3年7月）
 ・日本数学検定協会主催、実用数学技能検定3級（令和3年11月）

※ 「調査書の特別な取扱い」を実施していない高等学校に出願する場合も、上記に注意して調査書を作成してください。

※ 「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄について、記入する事項が無いという判断になった場合は、空欄にせず「特記事項なし」と記入してください。

各教科の学習成績算出資料（記入例）

3年 1 組 学級担任 _____

教科(技術・家庭) 教科担任 _____

生徒番号	氏 名	第2学年	第3学年	学習成績
	(例1)	4	6	10
	(例2)	4	3 / 3	10
	(例3)	3	4 / 3	10
	(例4)	—	2 / 3	5 / 10

【入力上の注意】

- 「生徒番号」欄には、調査書及び学習成績一覧表と同じ番号（第3学年生徒全員について、1から始まる一連の番号）を記入してください。
- 「学習成績」欄には、第2学年と第3学年の成績を1：2の割合で算出し、15点満点で記入してください。
 - 第2学年の成績は、生徒指導要録の5段階評定値を記入してください。
 - 第3学年の成績は、（例1）にしたがって、第1、2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定を2倍した数値を記入してください。（例2）のように第1、2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定を、点線で仕切った欄の左右に記入してもかまいません。また、第1学期と第2学期のそれぞれの5段階評定値を用いる場合は、（例3）のように、第3学年の欄を縦に点線で仕切り、左側に第1学期の、右側に第2学期の5段階評定値を記入してください。
なお、2学期制を実施している中学校は、（例1）に準じて記入してください。
- 調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のカ又はキに該当する生徒の算出資料については、（例4）のように、評価ができない部分を「—」と記入し、「学習成績」欄は「[学習成績] / [満点]」と記入してください。ただし、評価ができない教科の「学習成績」欄は「—」と記入してください。

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの

(1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 特色選抜及び帰国生徒等特例措置及び大和中央高等学校 A 選抜

令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 5 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 一般選抜及び山辺高等学校通信制課程選抜

令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 22 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 二次募集、大和中央高等学校 B 選抜及び山辺高等学校通信制課程二次募集

令和 6 年 1 月 18 日（木）午前 9 時から令和 6 年 3 月 21 日（木）正午まで

(3) その他必要な事項については、別に定める「令和 6 年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）により、特色選抜においては、令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに、二次募集においては、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、和歌山県の一般選抜等を受検している者に限ります。

4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

二次募集に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。ただし、三重県の後期選抜を受検している者に限ります。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）により、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 三重県伊賀市又は名張市に居住している者で、それぞれの市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、一般選抜においては、令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 22 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までに、二次募集においては、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

6 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの

(1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校及び定時制課程の分校を除きます。）に出願できます。

(2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

令和6年1月18日（木）から令和6年2月22日（木）までの午前9時から午後5時まで。

7 奈良県外に居住している者で、次の奈良県立高等学校で学ぶ意欲があるもの

(1) 令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜において、次のア、イの枠組みで募集を行います。保護者の奈良県への転居は必要ありません。

ア 特色選抜において、次の(ア)、(イ)の枠組みで全国募集を行います。

(ア) 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として3年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科（コース）及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	総合学科	馬術部、 ライフル射撃部
	農業探学科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立宇陀高等学校	普通科	自転車競技部
	情報科学科	
	こども・福祉科	
奈良県立王寺工業高等学校	機械工学科	ボクシング部
	電気工学科	
	情報電子工学科	
奈良県立十津川高等学校	総合学科	ボート部

(イ) 各校の学科（コース）に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科（コース）は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科

イ 奈良県十津川村に移住し、寮生活をしながら奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者を対象に募集します。

(2) 上記(1)のアの場合、奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書（様式 15）に必要な書類を添え、令和6年1月18日（木）から同年2月5日（月）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

また、上記(1)のイの場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）に必要な書類を添え、特色選抜においては、令和6年1月18日（木）から同年2月5日（月）午後5時までに、二次募集においては、令和6年3月21日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。

(3) 受入人数は、上記(1)のアの(ア)、アの(イ)、イそれぞれにおいて学校・学科（コース）ごとに募集人員の15%を上限とします。ただし、募集人員の15%を上限として合格者を決

定した結果、合格者数が募集人員に満たない場合は、15%を超えて受け入れます。

8 出願当時は奈良県内外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの

- (1) 保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1に準じて承認を得てください。
- (2) スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生活する者は、1に準じて承認を得てください。

9 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1に準じて承認を得てください。
- (2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書(様式16)により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

10 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要なものは、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出てください。

1 証明書類

出願しようとする都道府県の入学者選抜要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等があります。

2 証明手続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)及び(2)によってください。市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等は、この手続をする必要はありません。各市町村教育委員会又は中学校で必要な手続を確認してください。

(1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類を受領してください。

(2) 次のア及びイの書類を高校の特色づくり推進課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願（様式 17）

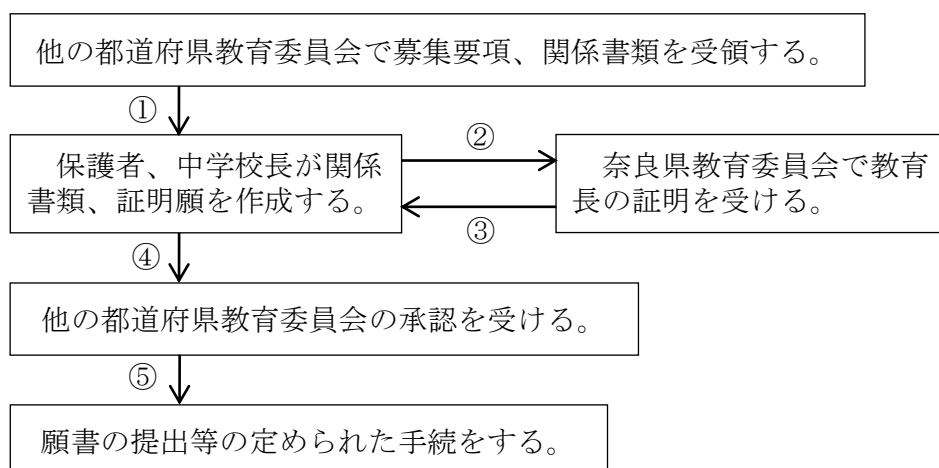
3 その他

(1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。

(2) この証明を受けた者は、本県公立高等学校への出願は認められません。

[参考]

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手続の流れ



令和6年度入学志願者調査書					
ふりがな					※
生徒氏名	年 月 日生		性別	受検番号	
生徒番号			本書の記載事項に誤りがないことを証明します。 年 月 日		
年 月 卒業 卒業見込み			学校名		
記載者氏名			校長氏名		

各教科の学習成績	国語		記録	
	社会		学習活動の	
	数学		記録	
	理科		特別活動の	
	音楽		行動の記録	
	美術			
	保健体育			
	技術・家庭		等	
	英語		スポーツ・文化活動	
	合計			

※欄は記入しないでください。

整理番号	※
------	---

特技に関する記録〔体育〕			受検 番号	※
ふりがな		本書の記載事項に誤りがないことを証明します。		
生徒氏名		年 月 日		
生年月日	年 月 日	学 校 名		
年 月 卒業 ・ 卒業見込み		校 長 氏 名		
		記 載 者 氏 名		

志 願 す る 学 校 ・ 学 科		奈良県立 高等学校				整理 番号	※
		科				性 別	
区 分	主 催 者 名	大 会 名 等	学 年	個人・団体	種 目 ・ ポ ジ シ ョ ン 等	競 技 成 績 (記 録)	
全 国 大 会							
近 畿 大 会							
県 大 会							
そ の 他 の 大 会							
【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】							
【その他特記すべき事項】							
体 力 テ ス ト の 記 録	50m走	秒	立 ち 幅 と び	c m	ハ ン ド ボ ー ル 投 げ	m	

注 記入に当たっては、40・41ページの注意事項等をよく読んで記入してください。

特技に関する記録〔体育〕記入上の注意事項及び記入例

【注意事項】

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 様式2を印刷し、黒ボールペンで記入してください。
奈良県域統合型校務支援システムを導入済みの場合は、校務支援システムで作成してください。
ワープロで作成する場合は、令和5年度に配布する調査書等作成ファイルを用いてください。
- 3 主催者名や大会名、競技成績等の記入にあたっては、賞状や記録集、証明書等により正確に記入するようにご注意ください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。
- 4 団体競技での大会実績を記載する場合は、志願者本人が大会登録メンバーとして出場したものを記入してください。（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）
- 5 複数の大会に出場した場合は、大会の「区分」ごとに最も上位の競技成績のものを一つ記入してください。ただし、「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、「個人」「団体」ごとに最も上位の競技成績を記入してください。
- 6 各大会区分において記入する事項がない場合は、「主催者名」欄に「特記事項なし」と記入してください。
- 7 「その他特記すべき事項」欄には、志願者の競技成績以外の実績があれば、具体的に記入してください。記入する実績がない場合は、「特記事項なし」と記入してください。

（記入例1）

志願する 学校・学科	奈良県立 ○○○○ 高等学校				整理 番号	※
	△△△△ 科				性別	男
区分	主催者名	大会名等	学年	個人・団体	種目・ポジション等	競技成績（記録）
全国 大会	日本中学校体育連盟	全国中学校体育大会	3年	個人	陸上競技・100m	3位（10" 96）
	日本中学校体育連盟	全国中学校体育大会	3年	団体	陸上競技・4×100 m R	2位（43" 47）
近畿 大会	近畿中学校体育連盟	近畿中学校総合体育大会	3年	個人	陸上競技・100m	1位（10" 91）
【その他特記すべき事項】 令和〇年〇月〇日 ○〇大会において、奈良県優秀選手に選ばれた。 令和〇年〇月〇日 ○〇大会において、奈良県代表選手に選ばれた。 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、キャプテンを務めた。						
体力テストの 記 録	50m走 5.9 秒	立ち幅とび 258 c m		ハンドボール投げ 32 m		

(記入例2)

区分	主催者名	大会名等	学年	個人・団体	種目・ポジション等	競技成績(記録)
全国大会	日本バレーボール協会	全国都道府県対抗中学バレーボール大会	3年	団体	バレーボール・セッター	ベスト8
近畿大会	近畿中学校体育連盟	近畿中学校総合体育大会	3年	団体	バレーボール・リベロ	ベスト4
県大会	県バレーボール協会	県中学校バレーボール春季選手権大会	3年	団体	バレーボール・セッター	1位

(記入例3)

【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】

小学校6年生からボクシングを始め、現在も市内にあるボクシングジムで週2日(1日3時間)の練習を続けている。本人は体重が60kgでライト級に相当し、体力向上のためのトレーニングや基礎的な技術練習を行うとともに、中学校3年生になってからは、スパーリングなど実践的な練習経験も積んでいる。

(記入例4)

【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】

ウェイトリフティング競技に参加し、基礎的な技術の習得に努めている。また、学校や家庭においてもサーキットトレーニングなどを行い、基礎的な体力の向上を目指した取組を根気強く行っている。

副 申 書

立 高等学校長 殿

学校名 校長氏名

志願者^{ふりがな}氏名 _____

上記の志願者について、調査書の「各教科の学習成績」における学習成績の記入が困難な事由及び指導の経緯等は、次のとおりです。

注 医師の診断書やカウンセラーとの相談の記録等の資料を添付してください。

学 習 成 績 分 布 表

学校名

校長氏名

年度第3学年

(電話番号 — —)

表1 第2学年

各教科の5段階評定値人数分布									
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
5									
4									
3									
2									
1									
合計									

表2 第3学年 ()

各教科の5段階評定値人数分布									
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
5									
4									
3									
2									
1									
合計									

表3 第3学年 ()

各教科の5段階評定値人数分布									
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
5									
4									
3									
2									
1									
合計									

- 注1 調査書成績が135点満点の生徒全員について記入してください。
 2 表1には、生徒指導要録の第2学年の5段階評定値の人数分布を記入してください。
 3 表2には、第3学年の第1、2学期（又は4月から12月）の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値の人数分布を記入してください。
 なお、第3学年の第1学期と第2学期のそれぞれの5段階評定値を用いる場合は、表2と表3の()内に学期名を記入し、それぞれの学期の評定値の人数分布を記入してください。

学 習 成 績 分 布 表

学校名

校長氏名

年度第3学年 学級数 () (電話番号) ()

教科 成績	各 教 科 の 学 習 成 績 分 布																			
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語											
15	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
14	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
13	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
12	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
11	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
10	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
9	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
8	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
7	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
6	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
5	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
4	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
3	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
合計	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人	

注1 調査書成績が135点満点の生徒全員について記入してください。
 2 %の数値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入してください。

欠 席 届

立 高等学校長 殿

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科 (コース) 等

受 検 番 号

出 願 者 氏 名 ふりがな

上記の者は、のため受検 (できません・
できませんでした) のでお届けします。

年 月 日

学校名

校長氏名

「自己アピール文」記入票

立

高等学校長 殿

受検番号

※

志願者氏名 ふりがな _____

出身学校名 _____

1 志願する理由

(本校に入学を志願する理由や入学後したいと思っていることを記入してください。)

2 自己アピール

(中学校で行ってきた学習活動、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、地域での活動、検定の合格、資格の取得等について、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

注1 ※欄は記入しないでください。

2 志願者本人が記入してください。

3 特色選抜又は一般選抜において面接の検査のある学科(コース)を志願する人、大和中央高校定時制課程〔A・B選抜〕及び山辺高校通信制課程を志願する人は、Web出願システムにより、この用紙を提出してください。

奈良県立高円芸術高等学校音楽科
実技検査演奏曲楽譜送付票

受検番号	※
------	---

ふりがな			
氏名	出身学校名		
曲名			
作曲者名			

- 注 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 演奏する曲名と作曲者名を各欄に記入してください。
ただし、ピアノの場合は、「入学者選抜概要」の 33 ページ [実技検査] II 2 ピアノの課題 B についてのみ記入してください。
- 3 この送付票とともに、演奏曲の楽譜（書き込みのないもの）を郵送してください。

奈良県立山辺高等学校自立支援農業科に係る
入学志願資格承認申請書

年 月 日

奈良県立山辺高等学校長 殿

学校名

卒業

卒業見込み

生徒 { 住所
 ふりがな
 氏名

保護者 { 住所
 氏名
 連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科に係る入学志願資格承認申請をします。

- 1 申請の理由 (次のア、イに○を付けてください。)
 - ア 療育手帳を所持している。
 - イ 児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けている。
- 2 自力通学が可能である。
- 3 山辺高等学校が実施する教育相談を受けている。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校名

校長氏名

注 理由を証明する書類(療育手帳の写し又は知的障害を有するという判定の写し)を添付して提出してください。

帰国生徒等特例措置適用申請書

奈良県立

高等学校長 殿

志願者氏名^{ふりがな} _____

保護者氏名 _____

下記の記載事項は事実と相違ありませんので、令和 年度奈良県立高等学校入学者選抜において、帰国生徒等特例措置の適用を申請します。

対 象 者 区 分	ア 海外勤務者帰国生徒 イ 中国等引揚者等 ウ 外国人生徒			
海 外 在 住 地 名				
海 外 在 住 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学 校 教 育 歴	学 校 名	所在地 (国名・都市名)	在 学 学 年 (学年~ 学年)	在 学 期 間 (年 月~ 年 月)
そ の 他	(特に参考となる事柄があれば記入してください。)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

注1 日本に出身(在学)中学校等がない場合は、学校長の証明は必要ありませんが、帰国生徒等特例措置要項5出願手続(2)エの書類を提出してください。

2 学校教育歴は、小学校から現在在学している学校まで順に、国内・国外すべての学校について記入してください。

奈良県公立高等学校出願資格証明書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

私は教育に関する事務の委託により 立 学校を
(卒業 ・ 卒業見込み) の者であり、奈良県公立高等学校に出願する資格を有することを証明願います。

生徒 { 住所
 ふりがな
 氏名

保護者 { 住所
 氏名
 連絡先電話番号 (— —)

上記の事情に相違ありません。

年 月 日

学校名

校長氏名

年 月 日

教育委員会教育長

上記の件を証明します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長

吉 田 育 弘

追 検 査 申 請 書

立 高等学校長 殿

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科 (コース) 等

受 検 番 号

出 願 者 ^{ふりがな}氏 名

保 護 者 氏 名

上記の者は、
ので、追検査の適用を申請します。

のため受検できませんでした

年 月 日

学校名

校長氏名

注 受検できなかった理由を証明する書類（病気の場合は検査当日の医師の診断書）を添付して提出してください。

追検査対象証明書
(一般選抜・二次募集・大和中央高校B選抜)出願用

年 月 日

立 高等学校

下記の者は、令和 年度奈良県公立高等学校入学者選抜において、本校の
追検査対象者であることを証明します。

記

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科 (コース) 等

受 検 番 号

出 願 者 氏 名

出 身 学 校 名

奈良県立青翔中学校に在籍する生徒の 奈良県立青翔高等学校への入学について

奈良県立青翔中学校の第3学年の生徒は、奈良県立青翔高等学校への入学に際して、入学者選抜を行わず、入学する予定の者としてします。奈良県立青翔高等学校に入学を希望しない場合、奈良県立青翔高等学校長が定める様式と期日に基づき、入学辞退届を提出してください。入学辞退届を提出した者については、奈良県立青翔高等学校への入学資格を失います。

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜における学力検査等の時間割

1 特色選抜（「第1日」は2月16日、「第2日」は2月17日実施）

※詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

2 一般選抜（3月8日実施）

【学力検査が5教科の場合】

検査等	時間	時刻
国語	50分	9:15~10:05
英語	50分	10:25~11:15
数学	50分	11:35~12:25
社会	50分	13:15~14:05
理科	50分	14:25~15:15

【学力検査が3教科の場合】

検査等	時間	時刻
国語	50分	9:15~10:05
英語	50分	10:25~11:15
数学	50分	11:35~12:25
面接	13時10分から実施します。	

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

〈定時制課程成人特例措置〉

検査等	時間	時刻
作文	50分	9:15~10:05
面接	10時20分から、個人別を実施します。	

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

※面接の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

3 二次募集（3月25日実施）

検査等	時間	時刻
面接	9時00分から実施します。	

※面接の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

4 大和中央高等学校入学者選抜

〈定時制課程〉

〔A選抜〕（2月16日実施）

	時間	時刻
国語	30分	9:15~9:45
英語	30分	10:05~10:35
数学	30分	10:55~11:25
面接	12時15分から、個人別 実施します。	

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

※面接の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

〈定時制課程成人特例措置〉

検査	時間	時刻
作文	30分	9:15~9:45
面接	10時00分から、個人別 実施します。	

〔B選抜〕（3月25日実施）

検査等	時間	時刻
作文	30分	9:05~9:35
面接	9時55分から、個人別 実施します。	

※面接の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

5 山辺高等学校通信制課程選抜

〈通信制課程〉

〔通信制課程選抜〕（3月8日実施）

検 査	時 刻
面 接	9時05分から、個人別を実施します。

〔通信制課程二次募集〕（3月25日実施）

検 査	時 刻
面 接	9時05分から、個人別を実施します。

※面接の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

6 帰国生徒等特例措置

〈国際高等学校〉

1日目（2月16日実施）

検 査 等	時 間	時 刻
作 文	30分	9：15～9：45
英 語	30分	10：05～10：35
数 学	30分	10：55～11：25
独自問題 (ライティング)	20分	11：45～12：05

2日目（2月17日実施）

検 査 等	時 刻
独自問題 (口頭試問)	9時15分から、個人別 実施します。

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

※学校独自検査（ライティング、口頭試問）の内容については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

〈法隆寺国際高等学校〉〈高取国際高等学校〉

（2月16日実施）

検 査 等	時 間	時 刻
作 文	30分	9：15～9：45
英 語	30分	10：05～10：35
数 学	30分	10：55～11：25
面 接	12時15分から、個人別 実施します。	

7 追検査（3月22日実施）【場所：奈良県立教育研究所】

検 査 等	時 間	時 刻
国 語	40分	9：00～9：40
英 語	40分	9：55～10：35
数 学	40分	10：50～11：30

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みません。

令和6年度奈良県立高等学校入学者 選抜に関するQ & A

目 次

検査について

Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。	64
Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、どのような内容が出題範囲となるのですか。	64
Q 3 特色選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。	64
Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。	64
Q 5 二次募集でも面接を実施しますが、「自己アピール文」は用いないのですか。	64
Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。	64
Q 7 令和6年度入学者選抜に出題された問題は、は、どのようにすれば手に入りますか。	64
Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があるということですが、具体的にはどのような方法で算出されるのですか。	65

調査書の成績等について

Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配点を行う場合があるということですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。	65
Q 10 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。	66
Q 11 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。	66
Q 12 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。	66

「調査書の特別な取扱い」について

Q 13 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。	66
Q 14 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。	66
Q 15 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学	

校では、実施校が示す「重視する事項」にあたる活動を行っていた者しか評価しないのですか。

Q 16 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。	67
Q 17 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。	67

第2（第3）志望について

Q 18 第2（第3）志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。	67
Q 19 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どのようなものですか。	67
Q 20 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2（第3）志望としても、第2（第3）志望では合格しないということですか。	67
Q 21 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第2（第3）志望はあるのですか。	67

「特技に関する記録〔体育〕」について

Q 22 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ願うときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。	67
Q 23 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体力テスト」は、いつの時期に測定した結果を記載すればよいのですか。	68
Q 24 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。	68
Q 25 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記載すればよいのですか。	68
Q 26 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように書けばよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように書くのですか。	68
Q 27 「特技に関する記録〔体育〕」を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料資料」を添付する必要はありませんか。	68

- Q28 「特技に関する記録〔体育〕」に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを書けばよいのですか。
.....68

出願について

- Q29 紙の入学願書による出願はできますか。
.....69
- Q30 令和6年3月に卒業し、二次募集に出願する場合、二次募集の入学願書の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいのですか。
.....69
- Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。
.....69
- Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのようにすればよいのですか。
.....69
- Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。
.....69

調査書・学習成績一覧表等について

- Q34 調査書の用紙は指定されていますか。
.....69
- Q35 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。
.....69
- Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。
.....70
- Q37 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。
.....70
- Q38 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。
.....70
- Q39 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。
.....70
- Q41 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありませんか。
.....71
- Q42 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。
.....71

大和中央高等学校入学者選抜について

- Q43 A選抜で不合格となった場合、B選抜に再度出願できますか。また、A選抜を受検せずに、B選抜に出願できますか。
.....71

帰国生徒等特例措置について

- Q44 帰国生徒等特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。
.....71

その他

- Q45 特色選抜とはどういうものですか。
.....71
- Q46 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をWebページから刷して使用してもかまいませんか。
.....71
- Q47 一般選抜において、アの学科（コース）を希望せずに、イの学科（コース）のみで受検することはできますか。
.....72
- Q48 検査当日、携帯電話を持参しても問題ありませんか。
.....72
- Q49 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。
.....72
- Q50 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。
.....72
- Q51 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。
.....72
- Q52 入学志願許可申請書の様式13及び様式17では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。
.....73
- Q53 追検査とはどんな検査ですか。
.....73
- Q54 Web出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。
.....73

○ 検査について

Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。

- A 学校独自検査は、独自問題、口頭試問、自己表現に関するもの等があり、高等学校が検査問題を独自に作成して実施する検査です。
各高等学校が実施する検査の種類や内容等については、「**入学者選抜概要**」を参照してください。

Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、どのような内容が出題範囲となるのですか。

- A 学力検査の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）に示されている内容とします。
詳しくはWeb ページで確認してください。
●中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）
https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf

Q 3 特色選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。

- A 特色選抜における面接の内容は、「自己アピール文」を資料として、志望動機や、学科やコースでの学習に対する関心・意欲などをみる質問などがあります。
なお、面接と口頭試問を同じ時間帯で実施する学校もあります。
実技検査の内容は、体育や芸術に関する技能等をみる検査となっており、「実技検査受検種目」を出願時に選択する学科もあります。
各高等学校の面接、実技検査の内容や検査当日の持参品等の詳細については、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。

- A 「自己アピール文」は、特色選抜、一般選抜における面接実施校及び大和中央高等学校定時制課程における入学者選抜の A 選抜及び B 選抜、山辺高等学校通信制課程選抜において用いる資料です。
志願する理由、中学校や地域での活動及び資格の取得等について、特にアピールしたいことを具体的に記入して出願時に提出するものです。
なお、「自己アピール文」そのものを点数化することはありません。

Q 5 二次募集でも面接を実施しますが、「自己アピール文」は用いないのですか。

- A 二次募集で実施する面接では、「自己アピール文」は用いません。

Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。

- A 特色選抜（面接実施校）、一般選抜（面接実施校）、二次募集、大和中央高等学校入学者選抜及び山辺高等学校通信制課程選抜で点数化します。
なお、帰国生徒等特例措置及び定時制課程成人特例措置では、面接を実施しますが、点数化はせず、合否判定の際の資料とします。

Q 7 令和 5 年度入学者選抜に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。

- A 各高等学校が独自に作成した問題は、当該高等学校の事務室や県庁東棟 1 階の県政情報センターで、閲覧したり、有料で写しの交付を受けたりできます。ただし、著作

権法で保護されている著作物が掲載されている問題については、その該当箇所に、「この部分については、著作権により公表できません。」と記載している場合もあります。著作権法で保護されている著作物を引用している問題（完全版）が必要な場合は、奈良県情報公開条例による開示請求の手続が必要です。

なお、令和3年度～令和5年度入学者選抜の県教委作成による特色選抜と一般選抜の学力検査問題は、奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課のWeb ページに掲載しています。ただし、著作権法で保護されている部分は掲載していません。

Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があるということですが、具体的にはどのような方法で算出されるのですか。

- A 奈良太郎さんの成績を基に、A高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

A 高等学校（加重配点後の学力検査成績の満点は 300 点）

□奈良太郎さんの学力検査の得点と合計点（250 点満点）

国語	社会	数学	理科	英語	合計
36	32	45	43	38	194 点

$$194(\text{学力検査合計点}) \times \frac{300(\text{加重配点後の満点})}{250(\text{加重配点前の満点})} = 232.8 \Rightarrow 233 \text{ 点}$$

加重配点後の
学力検査成績
(小数第1位を四捨五入)

○ 調査書の成績等について

Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配点を行う場合があるということですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。

- A 奈良太郎さんの成績を基に、B高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

B 高等学校（社会に 45 点、理科に 15 点の加重配点）

令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜概要には右の表のように調査書成績を示しています。この場合、計算例は以下のとおりになります。

調査書成績	
調査書において重視する教科（加重配点）	調査書成績の満点
社会(45)、理科(15)	195

□奈良太郎さんの調査書の各教科の学習成績と合計点（135 点満点）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
12	10	14	12	8	10	8	10	11	95 点

$$10(\text{社会の学習成績}) \times \frac{45(\text{加重配点})}{15(\text{満点})} = 30 \dots\dots \text{社会の加重配点}$$

$$12(\text{理科の学習成績}) \times \frac{15(\text{加重配点})}{15(\text{満点})} = 12 \dots\dots \text{理科の加重配点}$$

[加重配点後の調査書成績の満点（195 点満点）]

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
12	40	14	24	8	10	8	10	11	137 点
	(+30)		(+12)						

加重配点後

Q10 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。

A 奈良県内の中学校から出願する生徒と同様に算出し、各教科 15 点満点とします。

Q11 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。

A 日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設からの編入学を除き、外国の学校から第3学年の第1学期以降に編入学した生徒については、調査書の各教科の学習成績の合計点が 135 点満点ではなく、90 点満点や 45 点満点等となります。

詳しくは、調査書及び学習成績一覧表等作成要領 4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について（29 ページ）で確認してください。

Q12 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。

A 頭髪のことなどについては記入しないでください。

なお、調査書のその他の記載事項の欄である「学習活動の記録」「特別活動の記録」「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の各欄には、それぞれ記入する内容を指定しています。（28～32 ページ参照）

○ 「調査書の特別な取扱い」について

Q13 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、募集人員の8割以上の合格者を決定した後に、残りの人員について、合否判定の際、中学校等での活動実績等も積極的に評価するというものです。

「調査書の特別な取扱い」は、特色選抜及び一般選抜において、一部の高等学校で実施します。調査書のその他の記載事項の中で重視する事項を各実施校が定めて点数化し、調査書成績に加算して合否を判定します。また、この取扱いによって合格する人数（「合格人数枠」という。）はあらかじめ定められています。

「調査書の特別な取扱い」を実施する学校・学科（コース）ごとの重視する事項、合格人数枠、この取扱いによる加点の上限（満点）は「入学者選抜概要」で確認してください。

Q14 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、受検者数が学科（コース）の募集人員を超えた場合に実施します。

また、第2（第3）志望を勘案する学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合も原則実施します。

Q15 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」にあたる活動を行っていた者しか評価しないのですか。

A 特色選抜及び一般選抜では、「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校でなくとも、合否の判定においては、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）の内容を考慮して、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して総合的に行うこととなっています。したがって、すべての受検者に対して、「重視する事項」以外の活動内容等についても評価することになります。

Q16 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、各学科（コース）について、合格人数枠を定めています。詳しくは、「入学者選抜概要」で確認してください。

Q17 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。

A 高等学校入学後に調査書に記載された部活動等の活動を必ずしも取り組む必要はありません。

○ 第2（第3）志望について

Q18 第2（第3）志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高等学校において、第2（第3）志望が認められる学科（コース）の範囲及び第1志望を優先する割合については、「入学者選抜概要」のⅡの6 高校別概要（25～77ページ）に記載していますので、確認してください。

Q19 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「入学者選抜概要」に、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）の範囲と、その範囲での「第2志望、第3志望の取扱い」を示しています。

ここでは、各学科（コース）において第1志望を優先して合否を判定する人数を「第1志望を優先する割合」として示しています。第1志望の者を対象として合否の判定を行った後に、残りの人員については、第2（第3）志望の範囲にある各学科（コース）でまだ合格となっていない者で第2（第3）志望の者も含めて合否の判定を行います。

Q20 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2（第3）志望としても、第2（第3）志望では合格しないということですか。

A 第1志望を優先する割合が10割となっている学科（コース）の第1志望による合格者数が募集人員に満たなかった場合は、残りの人員について第2（第3）志望の者が合格する場合があります。

なお、選抜資料が異なる場合、第1志望の学科（コース）による選抜資料を用います。

Q21 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第2（第3）志望はあるのですか。

A 調査書の特別な取扱いを実施する学科（コース）で、併せて「第2志望、第3志望の取扱い」を行う場合があります。

○ 「特技に関する記録〔体育〕」について

Q22 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。

A 添上高等学校スポーツサイエンス科、大和広陵高等学校生涯スポーツ科の特色選抜へ出願する場合に必要です。また、各高等学校があらかじめ定めた基準に基づいてこれを点数化し、調査書成績に加算します。

Q23 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体カテスト」は、いつの時期に測定した結果を記載すればよいのですか。

- A 中学校第3学年の時に測定した、ベストの記録を記入してください。
記入する記録は、文部科学省が定める「新体カテスト実施要項（12～19歳対象）」に基づいて実施したものでなければなりません。
なお、過年度卒業者についても、中学校第3学年の記録を記入してください。

Q24 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。

- A 中学校在籍中の活動実績を評価しますので、中学校に入学するまでの活動歴は記入しないでください。

Q25 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記載すればよいのですか。

- A 「競技成績」の上位の方を記載してください。

Q26 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように書けばよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように書くのですか。

- A 「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、それぞれの最も上位の競技成績を記入してください。
また、ソフトテニス、テニス、卓球、バドミントンのダブルス等については、「個人」として扱い、陸上競技、水泳競技などのリレー種目については、「団体」として扱って記入してください。

Q27 「特技に関する記録〔体育〕」を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料」を添付する必要はありませんか。

- A 「特技に関する記録〔体育〕」を高等学校に提出する際に、資料を添付する必要はありませんが、中学校で保存してください。
なお、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するに当たっては、競技成績や活動の記録等を証明する資料に基づいて行ってください。
資料の例 ○ 競技成績等が分かる賞状や新聞記事
○ 団体競技の場合は、本人が当該大会に出場したことが分かるメンバー表
これらの資料がない場合は、所属団体等が証明した活動実績が分かる資料に基づいてください。
作成に用いた資料は、中学校で1年間保存してください。また、調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄にも同じ内容を記入するようにしてください。

Q28 「特技に関する記録〔体育〕」に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを書けばよいのですか。

- A 日本中学校体育連盟が開催している大会がない競技については、この欄に、競技種目・ポジション等、活動期間、活動の母体となる組織（競技の協会・連盟、スポーツクラブ、ジム等）、活動の内容（競技力の向上・体力の向上等に向けた取組）、研修会・講習会・記録会等への参加の状況などを記入してください。
なお、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するに当たっては、活動の記録等を証明する資料に基づいて行い、作成に用いた資料は中学校で1年間保存してください。

○ 出願について

Q29 紙の入学願書による出願はできますか。

A 令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜は、Web 出願システムにより出願してください。紙の入学願書の配布はありません。

Q30 令和6年3月に卒業し、二次募集に出願する場合、「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいですか。

A 「出身学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、令和6年3月1日付けで該当するものを選択することになっています。例えば、令和6年3月15日に卒業した場合、二次募集の出願時には「卒業見込み」を選択してください。

Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。

A 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。ただし漢字は入力される端末で変換可能な範囲（JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字の範囲）で構いません。ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。通称名のみで記入を希望する場合、入学願書には通称名のみを記入し、調査書に本名と（ ）書きで通称名を併記してください。

Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのようにすればよいのですか。

A Web 出願システムで、ふりがなを入力する際は、カタカナで入力してください。

Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。

A Web 出願システムにより、出願時に写真をアップロードしてください。上半身正面、無帽、最近6ヶ月以内のもので、白黒・カラーは問いません。検査時間中に眼鏡をかける場合は、眼鏡をかけて撮影してください。

○ 調査書・学習成績一覧表等について

Q34 調査書の用紙は指定されていますか。

A 調査書の用紙は、PPC用紙を使用することになっています。量販店等で市販され、通常、コピー用紙として使用している用紙をお使いください。

Q35 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（31、32ページ））なお、記入に当たっては、調査書及び学習成績一覧表等作成要領1調査書(6)のエ（29ページ）にあるように、賞状や記録集、証明書等によって活動実績を確認してください。

また、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」にも同じ内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

なお、この欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。

- A 記入できます。免許証や認定書に基づいて、検定試験の主催者名、資格の名称、資格取得年月を記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（31、32 ページ））
なお、この欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q37 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 受入校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。ただし、令和5年12月24日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q38 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

- A (1) 転・編入学の場合
ア 令和5年12月23日以前に転・編入学した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。
・転・編入学した生徒を含めた全生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 令和5年12月24日以降に転・編入学した生徒については、学習成績一覧表に含める必要はありません。
(2) 転出の場合
ア 令和5年12月22日以前に転出した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・転出した生徒の生徒番号をそのまま残し、成績を削除してください。
・在籍生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 令和5年12月24日以降に転出した生徒については、学習成績一覧表に含めたままにしてください。

Q39 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

- A 過年度卒業生（平成30年3月以前の卒業者を除く。）の調査書の学習成績については、当該生徒に関する生徒指導要録の第2学年及び第3学年の評定を基に算出してください。この場合、各教科ごとに、第2学年を5点満点、第3学年を10点満点、各教科15点満点で算出してください。また、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q40 学習成績一覧表を作成する際、特別支援学級の生徒は、どの学級の在籍とすればよいのですか。

- A 学習成績一覧表は、「学級ごとに別葉で作成」することとなっています。ただし、特別支援学級については、その学級を1学級として作成してもかまいませんし、元の所属学級に入れて作成してもかまいません。

Q41 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありませんか。

- A 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありません。
学習成績一覧表及び学習成績分布表は、令和6年1月15日（月）から17日（水）までの間に、高校の特色づくり推進課長に提出してください。

Q42 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。

- A 中学校長から高校の特色づくり推進課長に提出されますので、高等学校長からの申し出があれば閲覧することができます。

○ 大和中央高等学校入学者選抜について

Q43 A選抜で不合格となった場合、B選抜に再度出願できますか。また、A選抜を受検せずに、B選抜に出願できますか。

- A A選抜で不合格となっても、B選抜に出願できます。ただし、A選抜で定員に満たなかった場合のみB選抜を実施しますので、注意してください。また、B選抜には、A選抜を受検していなくても、出願できます。

○ 帰国生徒等特例措置について

Q44 帰国生徒等特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。

- A 数学及び英語の学力検査については特色選抜の学力検査問題を用いて実施していますが、全ての漢字にルビをふるなど、受検者の日本語能力に配慮した形で表記しています。学力検査以外に作文及び面接の検査を実施します。作文の検査問題は奈良県教育委員会で作成しますが、指定されたテーマについて日本語で作文する問題となっています。奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課のWeb ページに、令和3年度から令和5年度までの入学者選抜における作文の問題を掲載していますので、参考にしてください。

なお、国際高等学校では帰国生徒等特例選抜として実施します。数学及び英語の学力検査問題と作文の検査問題は上記と同じですが、他に学校独自検査があります。

○ その他

Q45 特色選抜とはどういうものですか。

- A 将来の目標や興味・関心、適性等に応じて、中学生が高等学校を主体的に選択できるよう、特色選抜を実施する各高等学校は、どのような生徒を募集しているかを「特色選抜の趣旨」で示しています。また、検査については、学力検査を実施するとともに、学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査から、各高等学校が1つ以上を選択して、自校の特色に応じた選抜を行います。

Q46 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式を奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課のWeb ページから印刷して使用してもかまいませんか。

- A (1) 使用してもよいもの
「自己アピール文」記入票、欠席届、副申書、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願、追検査申請書、追検査対象証明書
(2) 使用してはいけないもの

各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成にあたっては、奈良県域統合型校務支援システム又は令和5年度に配布する「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。

(3) その他

「特技に関する記録〔体育〕」については、Web ページから印刷した様式による作成と、「調査書等作成ファイル」の使用による作成のどちらでもかまいません。

Q47 一般選抜において、アの学科（コース）を希望せずに、イの学科（コース）のみで受検することはできますか。

A 一般選抜において、イ【特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）】に出願できるのは、特色選抜を受検した者であり、かつ、イの学科（コース）を第1希望、ア【一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）】を第2希望とする者となりますので、イの学科（コース）のみの受検や、イの学科（コース）を第2希望として受検することはできません。また、「特色選抜を受検した者」の範囲について、特色選抜と同時に検査を実施する一条高等学校の推薦選抜の受検者、高田商業高等学校の特色選抜の受検者、西吉野農業高等学校の特色選抜の受検者は含みますが、大和中央高等学校A選抜の受検者は含みません。

なお、第2希望となるアの学科（コース）とは、5教科（国語、社会、数学、理科及び英語）の学力検査を実施する学科（コース）となりますので、3教科（国語、数学及び英語）の学力検査並びに面接を実施する定時制課程は該当しません。

Q48 検査当日、携帯電話を持参しても問題ありませんか。

A 携帯電話については、各選抜の実施要項にも、「通話やインターネットが可能な情報端末の検査会場への持込みは禁止」と明記しています。

高等学校においては、これまでからも、万一所持している場合は検査終了時まで預かるなどの処置をとっていただいておりますが、入学者選抜の円滑な実施のため、中学校においても、携帯電話等、不必要なものは持参しないよう、引き続き御指導ください。

Q49 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。

A 三角定規は、理科の学力検査等では使用できますが、数学の学力検査及び数学の独自問題では使用できませんので注意してください。

Q50 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。

A 他の生徒の迷惑や有利・不利が生じる可能性もあります。中学校において、英単語や漢字などの書かれていない服や筆記用具を用いるよう御指導ください。

高等学校においては、出願の際に注意を促していただくなどの対応をお願いします。

Q51 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 中学校長は、志願校が決定していなくても、事前に奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課高校教育指導係に連絡し、相談してください。中学校長から高校の特色づくり推進課への連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和5年12月28日（木）までとします。その際、医師の診断書などの書類が必要となりますので、予めご準備ください。

なお、入学後の配慮については、保護者・本人の了解を得た上で、合格発表後速やかに、中学校長から当該の高等学校長に連絡してください。

Q52 入学志願許可申請書の様式 15 では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。

A 県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領 3、4、5、7 に該当する方は、入学志願許可申請書の様式 13、14 及び 15 により出願することができます。

ただし、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、その入学者選抜の結果が出てから奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願してください。また、同様に、奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、奈良県公立高等学校の入学者選抜の結果が出てから、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願するようにしてください。

なお、居住地の都道府県の公立高等学校に出願するに当たっては、居住地の入学者選抜の要項で出願資格について必ず確認してください。

Q53 追検査とはどんな検査ですか。

A インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により特色選抜、一般選抜等を欠席した者（1 時限目の問題配布が始まるまでに欠席する旨を申し出た者）を対象に実施します。あくまで、検査当日「やむを得ない理由により検査を欠席した者」を対象に受検機会を与えるためのものです。インフルエンザが治っていても受検可能な状態であれば、別室での受検が可能です。

やむを得ない理由としては、インフルエンザ様の症状、出席停止の扱いが定められている感染症に罹患、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等があげられます。

手続き等については、追検査実施要項（25、26 ページ）で確認してください。

Q54 Web 出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。

A 原本が電子データとなるため、押印は不要です。

令和6年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選抜・選考実施要項概要

学校名	障害種別	応募資格	募集する部及び科 募集する学科	募集人員	交付期間		受付期間		選抜・選考日		結果通知		実施内容
					幼稚部	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	高等部	
盲学校	視覚障害	学教法施行令第22条の3の「視覚障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	幼稚部 高等部 (普通科) (保健医療科) 高等部専攻科 (理療科)		令和6年 1月17日(水) 3月1日(金) 日曜日、土曜日及び祝日を 除く 9:00～16:00	令和6年 2月28日(水) 3月1日(金) 9:00～16:00	令和6年 3月8日(金)	令和6年 3月15日(金) に発送	幼稚部 高等部	幼稚部 高等部	幼稚部 高等部	幼稚部 高等部	幼稚部：視力検査、行動観察、面接 高等部及び高等部専攻科：視力検査、学力検査 等 (普通科：国・社・数・理・英、 保健医療科及び専攻科理療科：小論文、適性検査、機能検査)、面接
ろう学校	聴覚障害	学教法施行令第22条の3の「聴覚障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	幼稚部 高等部 (普通科) (産業・生活情報科)	別に定めます									幼稚部：行動観察 高等部：学力検査（国・社・数・理・英）
明日香養護学校	病弱	学教法施行令第22条の3の「病弱者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)	別に定めます									学力検査（国・社・数・理・英）、面接
奈良養護学校	肢体不自由	学教法施行令第22条の3の「肢体不自由者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)	別に定めます									発達検査又は学力検査（国・数）、面接
高等養護学校	知的障害	学教法施行令第22条の3の「知的障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)	72人									発達検査又は学力検査（国・数）、面接
奈良東養護学校 奈良西養護学校 二階堂養護学校 西和養護学校 大淀養護学校	知的障害	学教法施行令第22条の3の「知的障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (産業科)	別に定めます	令和5年 12月13日(水) 12月15日(金) 9:00～16:00	令和6年 1月9日(火) 1月10日(水) 9:00～16:00	令和6年 1月18日(木)	令和6年 1月25日(木) に発送	令和6年 1月18日(木)	令和6年 2月22日(木) に発送	令和6年 2月22日(木) に発送	学力検査（国・数） 実技検査	学力検査又は学力検査（国・数）、面接

奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課
〒630-8502 奈良市登大路町 30 番地
TEL 0742-22-1101(内線 5367)
0742-27-9851(直通)
FAX 0742-23-4312

高校の特色づくり推進課ホームページアドレス
<https://www.pref.nara.jp/11935.htm>